

健康保険証の新規発行終了とその後の運用について

いつも健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、健康保険証の新規発行が令和6年11月29日に終了することは、既にお聞き及びかと思えます。次の①または②のいずれかに該当する方には、健康保険証が発行されません。

①令和6年11月30日以降に任意継続を資格取得する方

②令和6年11月29日までに任意継続を資格取得する場合でも、令和6年11月25日までに提出すべき全書類が健康保険組合に到着していない方

上記に該当する方には、資格取得時、健康保険証に代わり、資格確認書を発行いたします。資格確認書は、健康保険証と同様に、病院や薬局等の窓口で提示をして使います。また、有効期限内に、マイナンバーカードの作成と、健康保険証利用登録の手続きをお願いいたします。

マイナンバーカードの作成は、お住いの市区町村の窓口にご相談ください。健康保険証利用登録の手続きは、以下を参照して、カード到着後、病院や薬局等の窓口でお願いいたします。

※ 在職中に、健康保険証利用登録の手続きが完了していれば、再度の手続きは不要です

※ 健康保険証利用登録完了後は、資格確認書は不要、マイナンバーカードで受診可能です



また、有効期限後に以下に該当する方には、新たに資格確認書を発行いたします。※申請不要

- マイナンバーカードをお持ちでない方
- マイナンバーカードをお持ちでも、健康保険証利用登録の手続きが完了していない方
- 手続き済みの健康保険証利用登録を解除した方
- マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方
- マイナンバーカードを返納した方

ご不明点がありましたら、以下までお問合せさせていただきますよう、お願いいたします。

問い合わせ先

担当: 井上 玄太 Genta.Inoue@tdk.com

〒103-6128 東京都中央区日本橋 2-5-1

日本橋高島屋三井ビルディング

TEL 03-6778-1103 FAX 03-6778-1172

* TEL のみ、平日 10:00~15:00 の受付